

奈良市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止及び抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し及び住民票に記載をした事項に関する証明書で住基法第7条第5号に掲げる事項が記載されたもの並びに戸籍の附票の写し
- (2) 消除された住民票の写し及び消除された住民票に記載をした事項に関する証明書で住基法第7条第5号に掲げる事項が記載されたもの並びに消除された戸籍の附票の写し
- (3) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本及び戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項及び第6項を除く。以下同じ。）又は同法第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、事前登録の申込みの日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により本市が編製した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載又は記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象者としな

(事前登録の申込み等)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ奈良市本人通知制度登録申込書（別記第1号様式）により、市長に登録を申し込まなければならない。

2 申込者は、本人による申込みであることを証するため、住民基本台帳カード、旅券、運

転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）その他の本人であることを証するため市長が適当と認める書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 申込者は、本市に住所がない場合には、前項に規定する書類等と併せて住民票の写しその他住所を証明する書類を提示し、又は提出しなければならない。

4 登録の申込みを代理人によりしようとするときは、前2項に定めるもののほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備え付けの公簿等の記載又は記録により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

5 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により本人による申込みであることを証するための資料（写し可。）を添付して、第1項の申込みをすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができない場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

（事前登録等）

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奈良市本人通知制度登録者名簿（別記第2号様式。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、第三者に住民票の写し等を交付した際に、登録をした者（以下「登録者」という。）に係るものであることを事務従事者が確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

3 登録者の登録期間は、登録者名簿に登録した日から起算して3年とする。

4 登録期間が満了する登録者で引き続き登録を希望するものは、当該期間が満了する日の1箇月前から前日までの間に登録更新の申込みをしなければならない。

5 前条第2項から第5項までの規定は、前項の申込みについて準用する。

6 登録更新の申込みをしたときの新たな登録期間の開始日は、従前の登録期間満了日の翌日とする。

（登録の変更等）

第6条 登録者は、登録期間中に氏名、住所、その他登録をした内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、奈良市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（別記第3号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の届出について準用する。

（本人通知）

第7条 市長は、登録者名簿に登録した日以後に第三者からの請求又は申出により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、奈良市住民票の写し等交付通知書（別記第4号様式）により、当該登録者にその旨を通知するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する奈良市住民票の写し等交付通知書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分
(事前登録の廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を廃止するものとする。

- (1) 第5条第3項の規定による登録期間が満了したとき。
- (2) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- (3) 登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により住民票が職権で消除されたとき。
- (5) 虚偽による登録その他市長が特に登録を廃止する必要があると認めたととき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年11月3日から施行する。

附 則(平成24年11月1日告示第695号)

この告示は、平成24年11月1日から施行する。